

指名停止等一覧表

(期間 令和6年7月1日 ~ 令和6年9月30日)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
1	SSスチール開発株式会社	宮城県亘理郡亘理町字堀ノ内 41-1	令和6年8月7日から令和6年9月6日まで (1ヶ月)	贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不誠実な行為)	<p>SSスチール開発株式会社は同社の業務に關し、労働安全衛生法に違反したとして、令和6年3月5日に仙台簡易裁判所から、同社及び同社社員がそれぞれ罰金刑に処する旨の略式命令を受け、いずれもその刑が確定した。このことが、建設業法第28条項1第3号に該当するとして、令和6年6月17日に建設業許可部局である宮城県知事から監督処分を受けたものである。</p> <p>このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不正実な行為)第16号に該当する事実とし、契約の相手方として不適当であると認められるため。</p>
2	株式会社目黒林業	秋田県男鹿市船川港船川字化世沢 177番地8	令和6年8月27日から令和7年2月26日まで (6ヶ月)	贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(贈賄)	<p>株式会社目黒林業の元代表取締役は、代表取締役だった令和6年3月に秋田地域振興局建設部保全・環境課の副主幹(当時)のあっせんにより、道路維持管理業務の伐採作業を請負う事ができた見返りに現金50万円を渡したとして、令和6年8月7日、贈賄の容疑で秋田県警に逮捕されたものである。</p> <p>このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(贈賄)第3号イに該当する事実とし、契約の相手方として不適当であると認められるため。</p>

注:該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。